



広報

こしがや情報かわら版



市の木：ケヤキ ニレ科
落葉高木。武蔵野の風景
を思わせる代表的な木。
昭和53年11月3日制定



市の花：キク キク科多
年草。美しさと香りで古
くから親しまれている。
昭和53年11月3日制定



市の鳥：シラコバト ハ
ト科キジバト属。越谷周
辺に生息する珍しい鳥。
昭和63年11月3日制定

平成6年

1994.6.15 | No.944

発行 越谷市 343 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

☎ 0489(64)2111 FAX 0489(65)6433 編集／企画部広報広聴課



息づく街かど

競技方法は、競技者が船に
乗つて大桟（さん）橋、小桟
橋間に張られたロープをつた
わり、速さを競うものです。
距離70m。船は主催者が用意
します。

TOWN BEAT

能舞台のコンサート
小椋佳メッセージ・ライブ

老松を背景にして、歌手の
小椋佳さんの柔らかな声が響
きます。これは、6月5日、
日本文化伝承の館こしがや能
楽堂で開かれた「小椋佳メッ
セージ・ライブ」の1コマ。
小椋さんが登場する前には
琴の演奏もあり、訪れた人は
いつもと少し趣の違う能舞台
でのコンサートを楽しんでい
ました。

この催しは、環境の日を記
念した「彩の国フェスティ」の
一部で、会場の総合体育館周
辺と花田苑には、5万200
0人が訪れました。

実施します
平板測量を

6月20日（月）から、下図の地
域で地形測量（平板測量）を
実施します。

これは、実測での道路台帳
整備のために、現況平板測量
をするものです。測量にあた
っては、関係地権者の土地に
立ち入る場合もありますの
で、ご協力をよろしくお願いします。
なお、実際に測量を行う委
託業者は、身分証明書を胸に
付けて作業を行います。

問合せ 道路管理課査定係



* 市役所は、一部の施設を除きすべての土曜日が休みです

* 5月の交通事故555件 死者1 負傷者97人 * 5月の火災5件 救急出動回数556件



第7回 水上フェスティバル

今年は、市民まつり20周年
を記念して、恒例の段ボール
船競漕のほかに新しいイベン
トが開かれます。

水上ロープウェー競争

競技方法は、競技者が船に
乗つて大桟（さん）橋、小桟
橋間に張られたロープをつた
わり、速さを競うものです。
距離70m。船は主催者が用意
します。

段ボール船競漕

応募資格 小学生以上（泳げ
る方）、1チーム2人。た
だし、小学生は必ず中学生
以上と組んでください
定員 25チーム（申込み順）
応募期間 7月1日～金曜日から

応募期間 7月1日～金曜日から
（金）

問合せ 越谷市民まつり第12
事業室（商業観光課）内

応募期間 6月30日（木）まで
問合せ 越谷駅前（越谷
警察署）③レストランランプラ
ザ ④市立第一体育館から
説明会 7月10日（日）午後2時
時からと12日（火）、午後6時
30分から、中央市民会館第
4～6会議室で開きますので
いざれかにおいでください
模擬店

応募資格 ボランティア団体
でいざれかにおいでください
夏休み期間中の学童保育指
導員（パート）を募集します。
勤務期間／7月21日（木）～8
月31日（水）（8月10日（水）～16
日（火）を除く）勤務時間・定員
／①午前9時～午後1時・11
人 ②午後1時～5時・15人
（①②の両方勤務も可）勤
務内容／保護者が仕事などで
保育できない小学1年～3年

問合せ 児童福祉課管理係

一部補助します

一部補助

越谷市の財政状況をお知らせします

議長の鈴木氏は、市議4期目。副議長、建設常任委員会副委員長、決算特別委員会委員長などを歴任。副議長の大野氏は、市議が新たに選出されました。

議長の鈴木氏は、市議4期目。副議長、建設常任委員会副委員長、決算特別委員会委員長などを歴任。副議長の大野氏は、市議が新たに選出されました。

議長の鈴木氏は、市議4期目。副議長、建設常任委員会副委員長、決算特別委員会委員長などを歴任。副議長の大野氏は、市議が新たに選出されました。

越谷市の行政運営の基本的な経費を中心としたものが一般会計予算です。平成5年度の予算額は、707億4,034万円（繰越事業を含む）となっています。

歳入の58・5%が市税

歳入の中でも、最も多くを占めるのが、市民の皆さんによる納めていただいている市税で、全体の58・5%です。市税には、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、都市計画税があります。

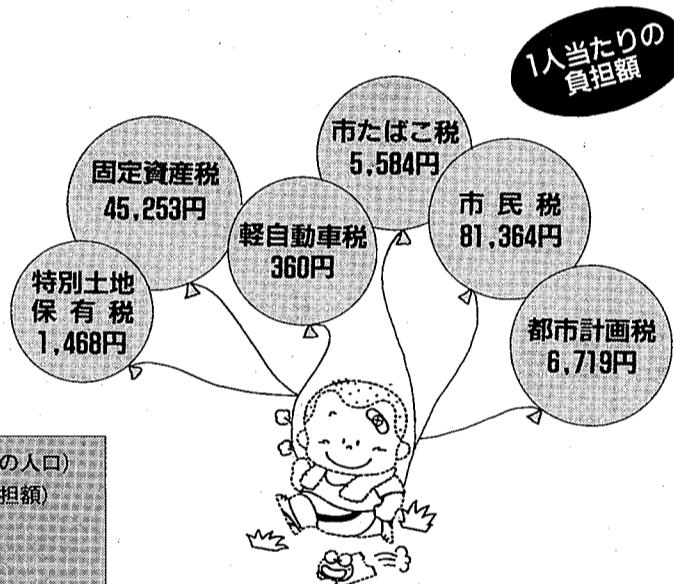
平成5年度の市税は、41億1,600万円を予定しており、その内訳は図1のとおりです。これを市民一人当たりでみると、これが市税で、市では、将来、有利なもの優先的に借り入れるよう努めています。

図1 市税の状況

市民税	239億4,200万円
固定資産税	133億1,600万円
軽自動車税	1億0,600万円
市たばこ税	16億4,300万円
特別土地保有税	4億3,200万円
都市計画税	19億7,700万円

(市税合計額) ÷ (平成6年3月31日現在の人口)
=(市民の1人当たりの負担額)

414億1,600万円 ÷ 294,257人 = 140,748円

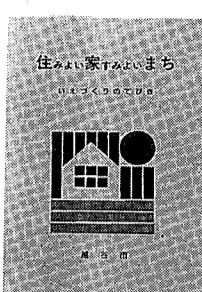
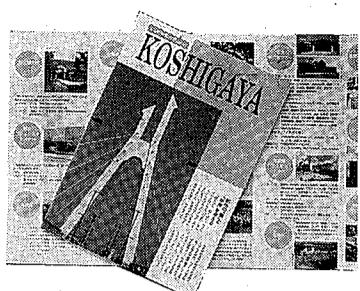


6月定例市議会が1日から市役所議場で開かれ、議長に鈴木幸男氏(61歳)、副議長に大野隆裕氏(49歳)が新たに選出されました。

議長の鈴木氏は、市議4期目。副議長、建設常任委員会副委員長、決算特別委員会委員長などを歴任。

副議長の大野氏は、市議

が新たに選出されました。



歳出では、まず土木費が2
4億2,892万円で34.1
%を占めています。土木費は、
道路の建設・維持、河川整備、
都市計画、土地整理、街
路事業、公園整備、都市下水
路などに要する経費です。

次いで、児童福祉、高齢者
福祉、障害者福祉、生活保護
などの経費である民生費が15
.1%となっており、(仮称)

平成5年度 下半期

土木費が34.1%

歳出では、まず土木費が2
4億2,892万円で34.1
%を占めています。土木費は、
道路の建設・維持、河川整備、
都市計画、土地整理、街
路事業、公園整備、都市下水
路などに要する経費です。

次いで、児童福祉、高齢者
福祉、障害者福祉、生活保護
などの経費である民生費が15
.1%となっており、(仮称)

第二児童館建設、重度心身障
害者医療給付・手当、デイサ
ービス事業委託料などに充て
られています。

そのほか、義務教育施設、
図書館、公民館、学校給食な
どに要する経費の教育費が13
.8%。交通安全対策、地域
振興など一般行政に要する経
費の総務費が10.1%。公債
費が9.5%、衛生費が8.2%、
その他9.2%となっ

ています。

普通建設事業費で
道路、公園を整備

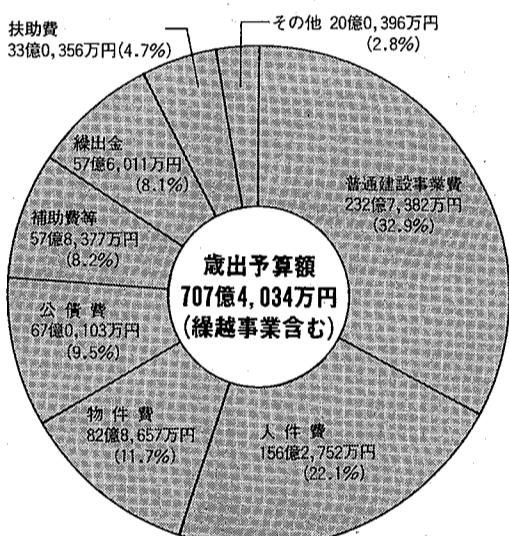


葛西用水の水辺は、四季の花が咲き、市民の憩
いの場となっています

歳出予算をその経済的性質
を基準として分類したのが性
質別割合です。地方公共団体
の財政の体質分析の指標とな
り、この分類の結果から財政
運営の指針を見いだすことが
できます。

平成5年度予算では、学校
や道路、公園などを建設する
経費である普通建設事業費が
32.9%を占め、次いで職員
の給与などの人件費、委託料
や備品購入費などの物件費、

図2 岁出予算の性質別割合



人 事



都市計画部次長兼南越谷周
辺地区整備推進室長 尾畠 和雄

人事異動がありました。

市役所では、6月10日付で

人事異動がありました。

△次長職▽

△都市計画部次長兼南越谷周
辺地区整備推進室長(住宅・
都市整備公団から派遣) 尾畠 和雄

△佐藤俊一(都市計画部次長
兼南越谷周辺地区整備推進室
長)

△6月9日付退職

△市役所総合受付、建築審
査課窓口、各公民館、図書
館、北部・南部出張所など
△お配りしています。

△問合せ 建築審査課管理係

△和田 駿

△市役所総合受付、建築審
査課窓口、各公民館、図書
館、北部・南部出張所など
△お配りしています。

△問合せ 建築審査課管理係

市役所の電話番号は
64-2111

准し

市役所の電話番号は
64-2111

催せ
・ご案内
の記事で問
合せの電話番号がないも
のは上記の市役所代表電
話におかけください

KOUWINKAN-CORNER

申込み、問合せは各公民館へ

施設

総合体育館

施設

けやき荘 7月の巡回バス日程	
日(曜)地区	日(曜)地区
5火 北越谷	19水 出羽
6水 桜井A	越ヶ谷西
7木 桜井B	蒲生A
8金 増林A	蒲生B
12火 増林B	蒲生C
13水 東越谷	大相模
14木 大荻	越ヶ谷
15金 鳥居	大沢

くすのき荘 7月の巡回バス日程	
日(曜)地区	日(曜)地区
1金 蒲生D	19水 増林A
5火 蒲生E	20木 東越谷
6水 大相模	21木 越ヶ谷
7木 越ヶ谷	22木 大相模
8金 越ヶ谷	23木 大相模
12火 大荻	24木 越ヶ谷
13水 鳥居	25木 大沢

くすのき荘
7月の巡回バス日程

くすのき荘 7月の巡回バス日程	
日(曜)地区	日(曜)地区
1金 蒲生D	19水 増林A
5火 蒲生E	20木 東越谷
6水 大相模	21木 越ヶ谷
7木 越ヶ谷	22木 大相模
8金 越ヶ谷	23木 大相模
12火 大荻	24木 越ヶ谷
13水 鳥居	25木 大沢

くすのき荘
7月の巡回バス日程

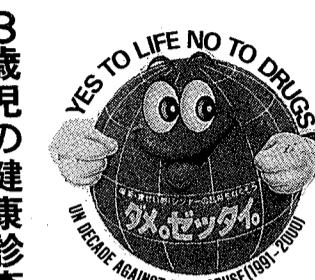
⑦ 広報こしがや 平成6年(1994年) 6月15日

運動の一環として、キャンペーンを行います。ぜひ、おいでください。

日時 / 6月26日(日)、午後2時

は、地球的規模で薬物の乱用防止を呼びかける「ダメ。ゼッタ!」普及運動実施期間です。

お持ちください。受診できな



越谷保健所からのお知らせ

3歳児の健康診査	
該当児	月 日 (曜)
3年6月 生まれ	7月5日(火)
3年7月 生まれ	26日(水)
3年8月 生まれ	8月2日(火)
	23日(水)
	9月6日(火)
	27日(水)

会場は越谷保健所

薬物乱用防止 キャンペーン

□ 64-11266

日程 / 下表のとおり 該当児 / 平成5年7月1日～12月31日の生まれ 受け付け / 午後1時30分～2時30分 持ち物 / 母子健康手帳、通知はがき(問診票)。

△注意事項

時30分～4時 場所 / 草加駅改札口前東西自由通路。

△便の検査(腸内細菌、寄生虫) 毎週月曜日 受付時間はいずれも午前9時～午後1時

△水質検査 每月第1・3月曜日 受付時間はいずれも午前9時～午後1時

△各種検査(有料)

△各種

くらしゆたかにインフォメーション

各種相談

※相談はすべて無料です

市民 月曜～金曜日(祝日、休日を除く)。午前9時～午後4時30分。中央市民会館4階相談室。市政に関することや日常生活における諸問題について(法律上の問題を含む)。問合せ／市民生活課相談係

交通事故 月曜～金曜日(祝日、休日を除く)。午前9時～午後4時30分。中央市民会館4階相談室。交通事故による補償問題、手続きなどについて。問合せ／市民生活課相談係

法律 毎週水曜日。午後1時～4時。中央市民会館4階相談室。毎週火曜日(休日の場合は月曜日)。午後1時から市民生活課で予約受付(電話のみ)。定員8人。法律上の諸問題について弁護士が応じます(交通事故を除く)。問合せ／市民生活課相談係

交通事故(弁護士) 每月第3火曜日。午後1時～4時。中央市民会館4階相談室。当日、午前9時から市民生活課で予約受付。定員8人。問合せ／市民生活課相談係

行政 每月第2金曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館4階相談室。国・県など行政上の諸問題について。問合せ／市民生活課相談係

登記 每月第1水曜日。午前9時～正午。中央市民会館4階相談室。登記・供託、分筆表示など法務局、裁判所に提出する書類について司法書士と土地家屋調査士が応じます。問合せ／市民生活課相談係

人権 每月第3木曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館4階第7会議室。人間関係や人権問題について。問合せ／市民生活課相談係

税務 每月第1火曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館4階相談室。税金関係全般について関東信越税理士会越谷支部の税理士が応じます。問合せ／市民生活課相談係

税務 每月第2火曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館4階相談室。贈与・譲渡・相続等の国税について。問合せ／市民生活課相談係 *7月は休み

行政 (行政書士会) 每月第1金曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館4階相談室。電話不可。内容証明、契約、示談、相続、遺言、告訴、告発、法律文書、会社設立、営業許可、農地転用、開発許可、金銭貸借問題、家事問題等について行政書士が応じます。問合せ／市民生活課相談係

消費生活 月曜～金曜日(祝日、休日を除く)。午前9時30分～午後4時。中央市民会館2階消費生活センター。商品やサービスの疑問や不審、訪問販売のトラブルなどについて。問合せ／市民生活課消費生活センター☎65-8886

内職 每週火曜・木曜日。午前10時～午後3時。中央市民会館4階相談室。内職の相談、あっせん、求人の相談について。問合せ／商業観光課労政係

労働・労務 (社会保険労務士) 6月22日(火)、7月13日(火)。午前10時～午後3時。中央市民会館4階相談室。賃金、労災、雇用、厚生年金などについて。問合せ／商業観光課労政係

高齢者職業 月曜～金曜日(祝日、休日を除く)。午前9時～4時。中央市民会館4階相談室。高齢者の就職あっせん、求人の相談について。問合せ／商業観光課労政係

経営 (中小企業診断士) 7月6日(火)、20日(火)。午前10時～午後4時。中央市民会館4階相談室。事業経営上の問題や経営相談について。電話可。問合せ／商業観光課商業係

教育 月曜～土曜日(祝日、休日を除く)。午前9時30分～午後5時。越谷市教育相談所(東越谷3-10-7東小林記念会館内)。対象は原則として5歳から高校生まで。問合せ／越谷市教育相談所☎86-6833

家庭児童 月曜～金曜日(祝日、休日を除く)。午前9時～4時。中央市民会館4階相談室。電話可。しつけや習慣、登校拒否、いじめ、非行、家族関係など18歳までの相談を行います。問合せ／児童福祉課児童福祉係

税務 (関東信越税理士会越谷支部) 每週月曜・木曜日。午後1時～4時。越谷税理士会税務指導所(赤山町3-3-4草島商店3階、越谷税務署前)。税金関係全般について関東信越税理士会越谷支部の税理士が応じます。問合せ／関東信越税理士会越谷支部☎62-6131

不動産 每月20日。午前10時～午後3時。埼玉県宅建協会越谷支部(市役所駐車場横)。不動産に関するについて弁護士と相談員が応じます。問合せ／埼玉県宅建協会越谷支部☎64-7611

下請取引 (製造・修理業) の移動あっせん 7月6日(火)、午前10時～正午。越谷市商工会議所(中町7の14)。公社では常時相談を受け付けています(電話可)。問合せ／財埼玉県中小企業振興公社下請振興課☎048-647-4101

A 市では、皆さんが生きがいのある生活を送るために、文化や芸術、スポーツなどのさまざまな分野での学習機会を作り、生涯学習を応援しています。また、指導者・講師や団体講座・講習会などの情報も収集、登録し、生涯学習指導者台帳などを作成しています。

お問い合わせのような市内の団体が休みなどの余暇を利用したレクリエーションや野外活動も、生涯学習の一環として指導者の紹介を行っています。

余暇活動指導員が
幅広い活動をする



テント張りも指導員が親切に教えてくれます

地域のレクリエーション活動は、専門の指導員がお手伝いします。

余暇活動指導員は、地域の子ども会などのレクリエーション大会やキャンプの指導はもちろん、催しの企画から実施まであらゆることをお手伝いします。また、レクリエーションや野外活動だけではなく、生涯学習・スポーツなど幅広い分野で、皆さんの余暇の活動を応援します。

貸し出します

市内の団体の余暇の活動に伴う、物品や機材を無料で貸し出しています。あわせてご利用ください。

生涯学習指導者台帳

「生涯学習指導者台帳(越谷市生涯学習リーダーバンク)」

は、地域の指導者・講師をまとめたものです。この台帳は、1年(?)で開かれる年間約1,000回の講座や講習会をまとめたものです。

なお、講座や講習会に多くの方が参加できるように「生涯学習メニュー」もお配りしています。メニュー

は、公民館を中心、老人福祉センター・保健センターなどで開かれる年間約1,000回の講座や講習会をまとめたものです。

3冊あわせてご利用ください。

問合せ 幸田 恵里弥

新栄中1年

鷗田 浩二

李奈

蒲生南小2年

大川 八代

大沢小6年

渡部ゆかり

宮本小5年

村田 恵里弥

新栄中1年

吉川 翔太

柳小6年

千葉小5年

知里

大熊

篠原 友美花

田中4年

村上 純子

大袋小2年

鷗田 浩二

李奈

蒲生南小2年

大川 八代

大沢小6年

渡部ゆかり

宮本小5年

村田 恵里弥

新栄中1年

吉川 翔太

柳小6年

千葉小5年

知里

大熊

篠原 友美花

田中4年

村上 純子

大袋小2年

鷗田 浩二

李奈

蒲生南小2年

大川 八代

大沢小6年

渡部ゆかり

宮本小5年

村田 恵里弥

新栄中1年

吉川 翔太

柳小6年

千葉小5年

知里

大熊

篠原 友美花

田中4年

村上 純子

大袋小2年

鷗田 浩二

李奈

蒲生南小2年

大川 八代

大沢小6年

渡部ゆかり

宮本小5年

村田 恵里弥

新栄中1年

吉川 翔太

柳小6年

千葉小5年

知里

大熊

篠原 友美花

田中4年

村上 純子

大袋小2年

鷗田 浩二

李奈

蒲生南小2年

大川 八代

大沢小6年

渡部ゆかり

宮本小5年

村田 恵里弥

新栄中1年

吉川 翔太

柳小6年

千葉小5年

知里

大熊

篠原 友美花

田中4年

村上 純子

大袋小2年

鷗田 浩二

李奈

蒲生南小2年

大川 八代

大沢小6年

渡部ゆかり

宮本小5年

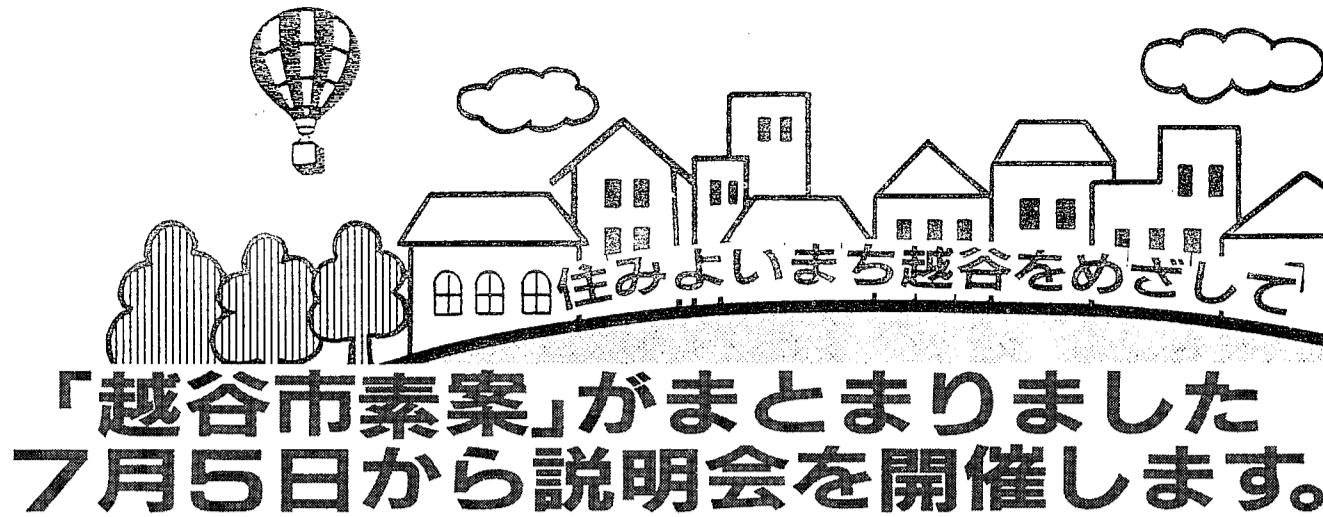
村田 恵里弥

新栄中1年

吉川 翔太

柳小6年

千葉小5年</p



「越谷市素案」がまとめました 7月5日から説明会を開催します。

越谷市では、平成4年6月の「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」に基づき、新しい用途地域制度による都市計画の決定へ向けた見直し作業を行っています。本市の新用途地域への指定替えにあたっては、埼玉県の新用途地域への指定替えの基本方針を基に「水と緑と太陽に恵まれたふれあいと活力ある文化都市」の将来像の実現を目指した土地利用を踏まえ、従来の用途地域との継続性を重視した上で、将来の選択性と可能性を残し、都市の安全性の向上、住環境の保護を基調としたきめ細かなまちづくりを推進することを基本的な考え方として、新用途地域への指定替えの基本方針を策定しました。

これらを基に、このほど「用途地域の見直し素案」がまとめましたので、その概要をお知らせします。なお、この素案については7月5日(火)から市内12会場で説明会を開催します。ぜひお出かけください。(素案の地図は裏面にあります)

問合せ 都市計画課

指定替えの基本方針

●規制誘導の一貫性を重視

用途地域制度は、都市の計画的で秩序ある土地利用を誘導するために個々の土地の利用を直接的に制限するものです。地域的な広がりや時間的な連続性を重視して安定的に運用する必要があるため、現在指定されている用途および形態規制等を尊重した指定替えを行います。

●住居系用途地域を中心とした土地利用の純化

新用途地域は、住居系用途地域を従来の3種類から7種類に細分化し、住居以外の土地利用をきめ細かく制限することによって、良好な居住環境の保護を図ることが主な目的ですから、住居系用途地域を中心とした指定替えを行います。

●地区特性に応じた適切な土地利用の推進

住宅都市として、都市の利便性、安全性、快適性を備えた住環境の向上を目指し、市民の定住性を高めるため、地区計画等を継続して適正な土地利用の推進を図ります。

用途別の方針

●住居系

△土地利用の継続性を尊重した原則的な移行を基本とします。特に、都市基盤整備を伴わない地区は、原則として地区的都市基盤整備の条件が整うまで、用途および形態規制の緩和は行いません。

△住居系用途地域の充実に伴い、地区的土地利用の現況、動向および都市基盤整備状況等の地区特性に応じた指定替えを行います。

△地区特性に応じた適切な土地利用を推進する地区については、地区的整備計画の実現を図るため、良好な住環境の保護・育成が図れるような指定替えを行います。

●幹線道路系

△幹線道路の沿道等については、その地区的都市構造上の位置、土地利用の現況や動向、道路の持つ機能等を踏まえた指定替えを行います。

●商業系・工業系

△商業系用途地域、工業系用途地域については、原則として従来の用途指定を継続します。

指定替えの基本方向

【旧用途地域】

第1種住居専用地域	→ 第1種低層住居専用地域 → 第2種低層住居専用地域
第2種住居専用地域	→ 第1種中高層住居専用地域 → 第2種中高層住居専用地域
住居地域	→ 第1種住居地域 → 第2種住居地域 → 準住居地域
近隣商業地域	近隣商業地域
商業地域	商業地域
準工業地域	準工業地域

→ 原則的な指定替え → その他の指定替え

【新用途地域】

説明会日程・会場等

【平日】

月	日	会場	開催時間
7月5日(火)	桜井小学校体育館		
7月7日(木)	大沢北小学校体育館		
7月11日(月)	大沢小学校体育館		
7月13日(水)	東越谷小学校体育館		
7月14日(木)	蒲生小学校体育館		
7月18日(月)	千間台小学校体育館		
7月20日(水)	北部市民会館		
7月21日(木)	北越谷小学校体育館		
7月25日(月)	宮本小学校体育館		
7月27日(水)	南越谷小学校体育館		
7月28日(木)	越ヶ谷小学校体育館		

午後7時00分～
9時00分

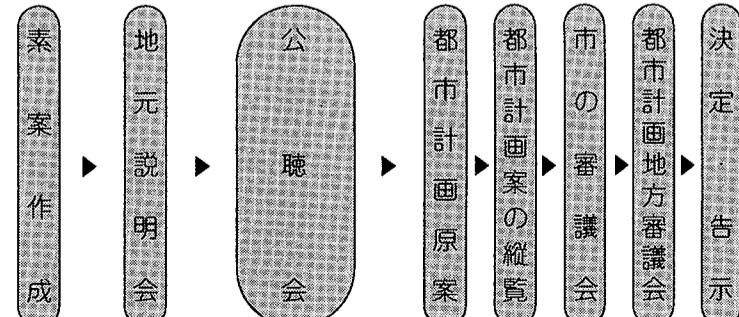
【休日】

月	日	会場	開催時間
7月10日(日)	西方小学校体育館	午後1時30分～ 3時30分	

- 会場案内は裏面の素案図に示したとおりです
- 各会場とも同じ内容で説明しますので、最寄りの会場へお出かけください
- 会場への車でのご来場はご遠慮ください
- お手数ですがスリッパ等の上履きをお持ちください(北部市民会館は不要です)
- 素案に対するご意見等は都市計画課までお寄せください

スケジュール

平成6年度 平成7年度



なお、ここに示す以外の指定替えを行う場合もあります。

（）はい、こちら越谷市役所です。☎64-2111

広報こしがや
平成6年6月15日

特集

用途地域の 見直し素案

用途地域に応じた建築規制（改正後）

都市計画区域内では、都市計画で定められた用途地域に応じて、建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さ制限などが建築基準法で定められています。この規定に基づいて、実際の建築規制が行われますので、その概要をお知らせします。

なお、ここに示した内容は、すべての建築規制について掲載したものではありません。詳しくは別途ご相談ください。

建築審査課問合せ

建築物の用途制限

今回の法改正により、用途地域が細分化されました。これに対応して、建築基準法の用途制限の規定も詳細化されました。その概要は次のとおりです。

●用途地域別の主な建築物の用途制限

注) 本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

絶対高さ、斜線制限概要図

用途地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域	第2種住居地域 準住居地域	その他の地域
斜線制限等				

注) 図の○印の範囲内に建築しなければなりません。

（音）はい、こちら越谷市役所です。☎64-2111